

○香川県警察の広報に関する訓令

昭和 32 年 4 月 22 日
警察本部訓令第 13 号
〔原文縦書〕

改正 昭和 32 年 10 月 1 日本部訓令第 32 号、昭和 33 年 4 月 1 日本部訓令第 12 号、昭和 34 年 12 月 17 日本部訓令第 18 号、昭和 37 年 4 月 20 日本部訓令第 8 号、昭和 47 年 8 月 24 日本部訓令第 14 号、昭和 53 年 3 月 27 日本部訓令第 1 号、昭和 58 年 4 月 1 日本部訓令第 4 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 25 年 3 月 22 日本部訓令第 7 号

香川県警察の広報に関する訓令を次のように定める。

香川県警察の広報に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、香川県警察における広報活動を適切かつ効率的に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第 2 条 この訓令において広報活動とは、県民の理解と協力を得るため、警察活動の実態を正しく県民に伝えるとともに、県民の意見、要望等を把握し、これを警察運営に反映させるための活動をいう。

(警察職員の心構え)

第 3 条 全ての警察職員は、広報活動の実施者であることを自覚し、あらゆる機会を利用して積極的に広報活動の推進に努めなければならない。

(広報事務)

第 4 条 この訓令において広報事務とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 広報活動に関する所属間の連絡及び調整に関すること。
- (3) 警察の運営方針及び活動状況等の広報に関すること。
- (4) 報道機関、官公署その他諸団体との広報連絡に関すること。
- (5) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (6) 広報活動に関する教養に関すること。
- (7) 香川県警察のホームページの運営に関すること。
- (8) 警察施設の見学に関すること。
- (9) 広聴活動及び世論調査に関すること。
- (10) 警察に対する意見及び要望等の処理に関すること。

(所属長の責務)

第5条 香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）の長は、所掌事務の実施に必要な広報活動を積極的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

（広報事務担当者）

第6条 広報事務の円滑な運営を図るため、所属に、広報事務担当者を置く。

2 前項の広報事務担当者には、副署長又は次長の職にある者をもって充てる。

3 広報事務担当者は、所属の長の指揮を受けて、適正かつ効果的な広報活動の推進に努めなければならない。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、広報活動の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和32年4月22日から施行する。

附 則（昭和32年10月1日本部訓令第32号）

この訓令は、昭和32年10月1日から施行する。

附 則（昭和33年4月1日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年12月17日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和34年12月17日から施行し、昭和34年11月1日から適用する。ただし、第11条にあっては、昭和35年1月1日から施行する。

附 則（昭和37年4月20日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和37年4月20日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年8月24日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和47年8月24日から施行する。

附 則（昭和53年3月27日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日本部訓令第15号）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日本部訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。